

～司法書士・宅建士による「住まいの終活セミナー」～

@筑北村

《セミナー・相談会の概要》

このセミナーでは、「現在住んでいる家を今後どうすればよいか悩んでいる方」や、「現在空き家を所有している方」へ向けて、住まいの活用方法や、住まいの終活の重要性について理解を深めてもらい、老朽空き家や未相続物件になる前に空き家の有効活用を促すためのセミナーを開催しました。

《セミナーまとめ》

住まいの終活について司法書士の大出様よりご講演いただきました。本セミナーは、村内に居住している方を対象に、将来ご自宅を空き家にしないためには、まず何をすればよいのか専門家に講演をしていただくことで、空き家の発生抑制につながる。



○令和6年度より施行される「相続登記の義務化」について、その重要性を理解してもらうことで、相続人の中での話し合いや、早期の遺産分割など、生前より準備しておくことで、後の相続間トラブルの発生を防ぐことができる。

《相談会まとめ》

セミナー終了後に、宅建士の小澤様を交え個別相談会を開催。事前募集と当日の募集併せて6組の応募をいただいた。



○一人暮らしをしている方からの相談。配偶者は既に亡くなっており、子供もいない。自身が亡くなった後今住んでいる家をどのように活用すればよいのか知りたい。

○現在空き家となっており、売却を検討している。住宅が建っている土地が他人の土地で、売却するにあたってどのような手続きがいるのか知りたい。

○畑や山林の所有者が複数にわたるため、相続について相談したい。

○現在、建物の所有者が夫婦連名となっている。連盟から奥様一人に変更する際の手続きが知りたい。

○子供が県外におり戻る予定はなく、家の相続についても権利放棄する可能性がある。自身が亡くなる前に相続についてどのような資料を用意すればいいのか、また、親族以外に相続することがかの可能か知りたい

○現在2拠点生活しており、ゆくゆくは筑北村の家を手放す予定。空き家バンク制度について話を聞きたい。

《今後の対応・報告》

今回のセミナーの反響は大きく、継続して開催してほしいとの声をいただいた。

空き家は年々増加し、相続間でのトラブル等で売買できず、ただ朽ちていく建物もある。

こうした物件を増やさないためにも、相続についての重要性などをより多くの方に知っていただくために、今後も継続して空き家の利活用や相続登記についての啓発活動を行っていく。

# 住まいの終活セミナー

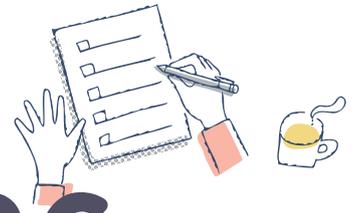
無料

2023年

8月26日(土)

9:30~(9:00受付開始)

筑北村役場206会議室



ご自宅(実家)の将来について、ご家族できちんと話し合っていますか？大切な住まいを空き家にしないために、住まいの引き継ぎ方や管理方法など今からできることをしっかりと考えて、次の世代につないでいけるよう「住まいの終活」に取り組みましょう。

ご家族やご友人、みなさまお誘い合わせのうえ是非ご参加ください。



セミナー

9:30~11:00 事前予約不要・定員なし

住まいの相続に関する大切なポイントについて、講師が解説いたします。



講師

大出司法書士事務所  
大出 繁氏

経歴

2009-2012  
長野県司法書士会 常任理事  
2013-2016  
長野県司法書士会 副会長  
現在、  
松本市空き家対策協議会 副会長

セミナー内容

- ・空き家、所有者不明土地の問題点等
- ・「住まいの終活」って何をするの？
- ・相続の仕組みを確認しましょう
- ・遺言書は必要なの？
- ・最後に「本当に必要なことは…」

個別相談

11:00~12:30 事前予約必要・定員各ブース5組

空き家に関するさまざまなご相談に個別で応じます。(一組 15分程度)

ブース1 大出司法書士事務所 大出 繁氏 (相続等に関するご相談)

ブース2 有限会社おざわ不動産 小澤考司氏 (空き家の利活用や売買・賃貸等に関するご相談)

ブース3 筑北村役場 企画財政課 空き家バンク担当 (村の空き家バンク制度に関するご相談)

予約  
締切

8月18日(金) 17:00 まで (下記連絡先までご予約ください)

問い  
合せ

予約  
申込

筑北村役場 企画財政課 空き家バンク担当 (平日 8:30-17:00)

☎0263-66-2111 ☑ iju@vill.chikuhoku.lg.jp